

■（２６４）岩手県釜石の津波訴訟を和解に導いた裁判長の言葉

岩手県釜石市郊外の鵜住居地区は７年余り前の東日本大震災の津波で数百人が犠牲になりました。かさ上げと区画整理が終わり、ようやく歯科医院や電気店、住宅がぼつりぼつりと再建され始めています。その中心部で造成されているのが「祈りのパーク」です。

地区の避難訓練にも使われた市の防災センターの跡地で、多くの住民が津波を恐れて避難しました。しかし建物はほぼ水没して市の推計約１６０人が犠牲になりました。住民らの調査では２００人を超えるとの推計もあります。隣の幼稚園の臨時職員だった女性もその１人で、遺族が市に損害賠償を求めて裁判を続けてきました。一審は市の責任を認めず、原告・遺族が敗訴。だが、控訴審で市は主張を変えないまま、裁判所の勧告に従って和解する方針を決めました。きっかけは裁判長の言葉でした。「この裁判が、地域住民の命を守る行政としてのあり方を考える碑として、将来のための建設的な事実を残したい」

そもそも、市は裁判の前から行政として責任を認めながら法的責任はないとの立場でした。その姿勢を軟化させた裁判長です。言葉の力をあらためて実感させられました。（山）